

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う  
 実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
 長通知）【新旧対照表】

改正後	現 行
障発0330第16号	障発0330第16号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
一部改正障発0329第20号	一部改正障発0329第20号
平成25年3月29日	平成25年3月29日
一部改正障発0930第2号	一部改正障発0930第2号
平成25年9月30日	平成25年9月30日
一部改正障発1226第4号	一部改正障発1226第4号
平成26年12月26日	平成26年12月26日
一部改正障発0331第26号	一部改正障発0331第26号
平成27年3月31日	平成27年3月31日
一部改正障発0330第12号	一部改正障発0330第12号
平成28年3月30日	平成28年3月30日
一部改正障発0331第17号	一部改正障発0331第17号
平成29年3月31日	平成29年3月31日
一部改正障発0330第5号	一部改正障発0330第5号
平成30年3月30日	平成30年3月30日
<u>一部</u> 改正障発0327第31号	<u>最終</u> 改正障発0327第31号
平成31年3月27日	平成31年3月27日
<u>最終改正障発0330第3号</u>	
<u>令和3年3月30日</u>	

改正後	現 行
<p><u>(二) 3歳以上であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、1以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、1以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に1回以上支援が必要の区分に該当すること。</u></p> <p><u>⑫の3 個別サポート加算（Ⅱ）の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第1の9のロの個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行う場合に評価を行うものであり、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>ただし、これらの支援の必要性について、通所給付決定保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。</u></p> <p><u>(一) 児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（以下「連携先機関等」という。）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。</u></p> <p><u>(二) 連携先機関等との（一）の共有は、年に1回以上行うこ</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>とし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は児童発達支援事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、児童発達支援事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に児童発達支援事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象としない。</u></p> <p><u>(三) (一)のように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ること。</u></p> <p><u>(四) 市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。</u></p> <p>⑬ 医療連携体制加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>(一) 指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関</p>	<p>⑬ 医療連携体制加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>(一) 指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関</p>

改正後	現 行
<p>⑧の3 保育職員加配加算</p> <p>通所報酬告示第2の7の3の保育職員加配加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p><u>⑧の4 個別サポート加算（Ⅰ）の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第2の2の8のイの個別サポート加算（Ⅰ）については、2の（1）の⑫の2を準用する。</u></p> <p><u>⑧の5 個別サポート加算（Ⅱ）の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第2の2の8のロの個別サポート加算（Ⅱ）については、2の（1）の⑫の3を準用する。</u></p>	<p>⑧の3 保育職員加配加算</p> <p>通所報酬告示第2の8の3の保育職員加配加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>（一） 指定医療型児童発達支援事業所において保育機能の充実を図るために、医療型児童発達支援給付費の算定に必要な員数に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p>（二） 通所報酬告示第2の8の3の注2については、指定医療型児童発達支援事業所のうち定員21人以上の事業所において、医療型児童発達支援給付費の算定に必要な員数に加え、児童指導員又は保育士を2人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所について（一）に加えて加算するものであること。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>⑨ 延長支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第2の9の延長支援加算については、2の（1）の⑮を準用する。</p>

改正後	現 行
<p><u>分に当てはめて算出した点数の合計が 13 点以上であること。</u></p> <p><u>⑫の3 個別サポート加算（Ⅱ）</u>  <u>通所報酬告示第3の7のロの個別サポート加算（Ⅱ）については、2の（1）の⑫の3を準用する。</u></p> <p>⑭ 送迎加算の取扱い  通所報酬告示第3の9の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>（一） 通所報酬告示第3の9のイについては、<u>就学児</u>（重症心身障害児を除く。）に対して、送迎を行った場合に算定する。</p> <p><u>なお、就学児へのサービス時間が30分以下の場合であって、基本報酬の算定ができない場合及び欠席時対応加算（Ⅱ）を算定している場合は、本加算は算定できないものとする。</u></p> <p><u>また、放課後等デイサービスにおける送迎については、通所する際の道路等の安全性、就学児の年齢、能力及び公共交通機関がない等の地域の実情等を考慮して判断するものとする。このとき、自ら通所することが可能な就学児の</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>⑬ 医療連携体制加算の取扱い  通所報酬告示第3の8の医療連携体制加算については、2の（1）の⑬を準用する。</p> <p>⑭ 送迎加算の取扱い  通所報酬告示第3の9の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>（一） 通所報酬告示第3の9のイについては、<u>障害児</u>（重症心身障害児を除く。）に対して、送迎を行った場合に算定する。</p>